

指名停止措置一覧（措置日順）

令和8年9月18日

措 置 日	措 置 期 間			商 号	所 在 地	措置要件	備 考
令和8年7月29日	令和8年7月29日	～	令和8年10月28日	前田建設工業株式会社 関西支店	大阪市中心区久太郎町二丁目 5 番 3 0 号	その他	前田建設工業株式会社の使用人が、熊本県八代市発注の八代市新庁舎建設工事に関し、同市議会議員らに対し贈賄行為を行った。その行為は、入札参加資格者としてふさわしくないと認められるため。
令和8年9月17日	令和8年9月17日	～	令和8年10月16日	株式会社大林組 大阪本店	大阪市中心区北浜三丁目 5 番 2 9 号	法令等違反	株式会社大林組が、共同企業体の代表者として請け負った山梨県南巨摩郡富士川町におけるトンネル新設工事において、令和6年10 月4日に発生した労働災害に関し、鰺沢労働基準監督署による 立入検査を受けた際に、労働基準監督官の質問に対して虚偽の陳述をしたとして、同社及び同社の社員が、令和8年3月 24日付で鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け ました。このことは、建設業法第28 条第1項 第 3号に該当すると認められるとして、関東地方整備局より令和8年7月 24 日付けで同法第 28 条第1項 第3号により指示処分を受けたため。

- 指名停止措置を受けた事業者は、当該指名停止期間中、以下の制限を受けることとなります。
- ① 一般競争入札を実施する場合、指名停止業者の当該入札への参加資格は認められません。
 - ② 一般競争入札で、当該入札への参加資格が認められた後に指名停止業者となったときは、当該業者は入札に参加することはできません。
 - ③ 指名競争入札を実施する場合、指名停止業者は指名を受けることはできません。
 - ④ 指名競争入札で、指名後に指名停止業者となったときは、その指名は取り消されることとなります。
 - ⑤ 指名停止業者は原則、随意契約の相手方となることはできません。
 - ⑥ 指名停止業者への下請負、又は再委託をすることは禁止されています。